

# 航空機搭載の無線設備について

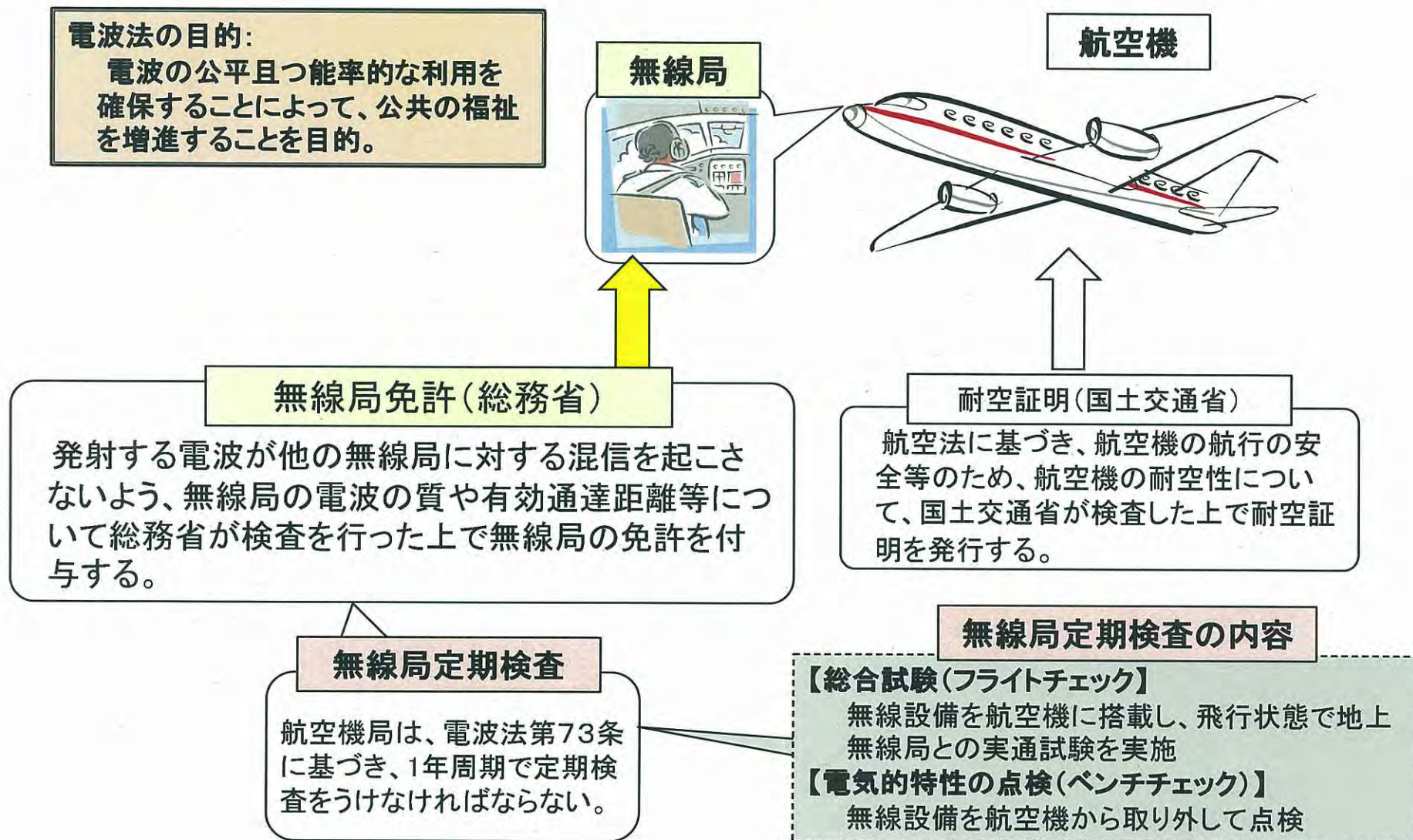
- ① 航空機に搭載された無線設備についての定期検査等に関する規制・制度（共通予備装置制度を含む）の概要
- ② 航空機に搭載すべき無線設備に関する規制・制度の概要

平成24年3月19日  
総務省

① 航空機に搭載された無線設備についての定期検査等に関する規制・制度（共通予備装置制度を含む）の概要

# 航空機の無線局定期検査について

- 定期検査(電波法第73条第1項)は、免許を受けている無線局が免許の内容及び法令に定める事項に適合しているか否かを一定の時期ごとに確認するために実施。
- 無線設備、無線従事者の資格及び員数、備え付けなければならない書類及び時計について検査。





# 航空通信に関する条約の概要

- 周波数割当や電波の質等に関する部分は国際電気通信連合(ITU)において国際的な調整が行われ、無線通信規則(RR)に規定。
- 航空通信の設備の規格に関しては、国際民間航空条約第10附属書(航空通信)に規定。

## 国際電気通信連合(ITU)「無線通信規則」(RR)

(抜粋)

### 第Ⅰ章 用語と技術特性

#### 第1条 用語及び定義

航空機局:航空機上にある航空移動業務の移動局を定義

### 第Ⅱ章 周波数

#### 第5条 周波数分配表

地域毎、周波数帯ごとに業務の種別等を定め、航空業務を分配

### 第Ⅳ章 航空業務

#### 第35条～第45条

局の責任者の権限、通信士の証明書、証明書の等級及び種類、通信士の証明書の発給の条件、人事、局の検査、局の執務時間、海上業務を行う局との通信、局が遵守する条件、周波数の使用に関する特別条件、通信の優先順位、一般的な通信手続などを規定



国際民間航空条約第10附属書(航空通信)により無線設備の規格を規定



総務省が航空業務用の無線局を免許

- ・航空業務用周波数を国内に分配
- ・技術基準を制定し、適合性を確認
- ・無線局を検査(品質を監理)